

都市構造再編集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）に係る 新規採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱（令和4年4月1日付け国都市第147号。以下「交付要綱」という。）に規定する都市構造再編集中支援事業のうち都道府県等・民間事業者等が実施する事業とする。

第2 評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価を受けるために必要な資料

評価を受けるために必要な資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

- ① 事業概要
- ② 別に定める客観的評価指標（案）の確認に必要な資料

2 評価結果等の公表方法

公表は、国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法

評価は、事業の効果や資金計画等、原則として別に定める客観的評価指標（案）を用いて行うものとする。

2 評価手法研究委員会の設置

評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

3 評価手法等の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、令和2年12月18日から施行する。